

下水道使用料の請求漏れについて

平成 29 年 10 月 10 日

上下水道部営業課

平成 29 年 9 月 4 日、住民からの照会により、下水道使用料の請求漏れが判明しました。このことを踏まえ、同様の事案がないかを市全体で点検することとしました。これまで、書類調査、現地調査を行いました。現在の状況を公表します。

今回の調査では、現時点で、公共下水道等に接続されているにもかかわらず、下水道使用料の未請求が 17 件あることが判明しました。該当する皆様には状況を丁寧にご説明し、本来、ご負担いただくべきであった下水道使用料をお支払いいただくよう、お願いしていきます。

市民の皆様に対し、不適切な事案のあったことを深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に向けて努力してまいります。

1 調査について

水道の給水戸数 26,363 戸のうち、下水道が未整備である区域を除き、下水道使用開始届を受理し検査の終了した方々のリストと突合し、書類上の確認を行いました。その結果をもとに現地確認を行いました。

2 調査結果について(10 月 10 日現在)

現時点で判明した事案の年次別・施設別件数

年度	昭 62	平 9	平 10	平 11	平 15	平 16	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21	平 26	不明	合計
公共	1	1	2		1	1	2	1					1	10
農集				1					1	1	2		1	6
漁集												1		1
合計	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	2	17

公共:公共下水道、農集:農業集落排水、漁集:漁業集落排水 不明:工事完了届・使用開始届を確認できないもの

3 原因

使用開始届を受理する課(上下水道部下水道課)と料金を課す課(同部営業課)の連携不足が原因であると推定される。

4 今後の対応について

- (1) 下水道使用料は公債権であり、時効は 5 年です。判明した 17 件のうち 15 件については、時効になっていない金額を請求します。
- (2) 不明の 2 件については、下水道の使用開始時期を確認するため、経緯等を使用者の皆様にお聞きするなど調査を進めます。使用開始時期を確定したうえで、使用料を算定できたものから順次使用者の皆様へ通知し、お支払いをお願いしていきます。

現時点で判明した会計別遡及金額等(単位:円) (10月10日現在)

年度	遡及分	時効分(推計値)	合計
公共	1,160,590	2,272,870	3,433,460
農集	830,270	494,360	1,324,630
漁集	64,690	0	64,690
合計	2,055,550	2,767,230	4,822,780

注:不明の2件を含まず それぞれの金額は現在の値(変化する場合あり)

時効分は水道使用量を確認する資料の保存期限が経過しているため推計値

5 再発防止策

使用開始届の提出を下水道課と営業課双方が共有、チェックを行います。

使用開始届を提出した方に下水道料金の請求がなされているかの確認を徹底します。